

女性職員の活躍推進に関する
特定事業主行動計画

大洲地区広域消防事務組合

大洲地区広域消防事務組合における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

平成30年3月
大洲地区広域消防事務組合消防長

大洲地区広域消防事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、大洲地区広域消防事務組合消防長が策定する特定事業主行動計画です。

1 計画期間

本計画の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とします。

2 女性職員の活躍推進に向けた体制等

「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会報告書」において、全国の消防吏員に占める女性消防吏員の比率を平成38年度当初までに「5%」に引き上げることを共通目標とされています。当消防事務組合において目標を達成するためには、平成29年4月1日現在の職員数で考えると6人の女性職員の採用が必要です。

当消防事務組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため消防本部総務課において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行います。

3 女性職員の活躍推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析した結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、取組みを実施します。

【目標 1】採用について

《状況把握・課題分析》

当消防事務組合では、採用応募において女性応募者が極端に少ないことから、如何にして女性応募者数を増加させるかが課題となります。

また、現在 2 名の女性職員が在籍していますが、隔日勤務者として現場活動できる設備の整った署・支署が 1 箇所しかなく、限られた配置となることが課題となります。

(過去 3 年間の採用状況)

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 採用者数(人) | 3 | 7 | 6 |
| 受験者数(人) | 22 | 36 | 27 |
| 女性受験者数(人) | 1 | 1 | 0 |
| 女性採用者数(人) | 0 | 1 | 0 |
| 女性採用割合(%) | 0 | 14.3 | 0 |

(過去 3 年間の在籍状況)

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 在籍職員数(人) | 104 | 110 | 111 |
| うち女性職員数(人) | 1 | 2 | 2 |
| 女性の割合(%) | 1.0 | 1.8 | 1.8 |

数値目標

- 平成 34 年度までに、採用試験の女性受験者数を、平成 28 年度実績(0 人)より 3 人引き上げ、3 人以上にします。
- 平成 34 年度までに、女性職員の占める割合を、平成 28 年度実績(1.8%)から 3.9%引き上げ、5.7%以上にします。

《取組内容及び実施時期》

開始時期：平成 30 年度

- 女性職員の採用拡大に向け、具体的な業務内容や勤務条件等、消防の仕事の魅力について、組合ホームページで積極的に PRするとともに、消防は女性が活躍できる場所であることの理解を深めるため、組合管内の高等学校、就職説明会等に赴き、周知・広報活動を積極的に行います。
- 女性職員の活躍の場を広げるため、女性職員の意欲と適性に応じた人事配置が実施できるよう、署・支署の女性専用施設の改修を推進していきます。

【目標 2】仕事と家庭の両立について

《状況把握・課題分析》

育児休業取得率は、男女ともに取得率は0%となっています。また、男性職員の配偶者出産休暇は、取得率が50%、男性職員の育児参加休暇は取得率が0%となっています。

このことから、今後も利用しやすい環境づくり、休暇取得率向上に向けた取組みが課題となります。

(平成28年度 育児休業取得率)

| 性別 | 対象者(人) | 取得者(人) | 取得率(%) |
|----|--------|--------|--------|
| 男性 | 10 | 0 | 0 |
| 女性 | 0 | 0 | 0 |

(平成28年度 男性職員の配偶者出産休暇取得率)

| 対象者(人) | 取得者(人) | 取得率(%) |
|--------|--------|--------|
| 2 | 1 | 50 |

(平成28年度 男性職員の育児参加休暇取得率)

| 対象者(人) | 取得者(人) | 取得率(%) |
|--------|--------|--------|
| 2 | 0 | 0 |

数値目標

- 平成34年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児休業取得率を30%以上、男性職員の育児参加のための休暇の取得率を30%以上にします。

《取組内容及び実施時期》

開始時期：平成30年度

- 職員が既存の制度を理解し有効的に利用できるよう、取得促進に向けた啓発を促進します。
- 所属長が率先して職場全体の雰囲気づくりを心がけ、男性職員が育児参画しやすいよう、組織全体で取組んでいきます。